

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、第 81 回国民スポーツ・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市協賛取扱要項（以下「要項」という。）第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、協賛の謝意及び協賛の表示について必要な事項を定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、下表のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	謝意表明		贈呈者
企業・法人・団体	100 万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	100 万円未満 50 万円以上			事務局長
	50 万円未満	礼 状	郵 送	—

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、下表のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用したフレーズ
企業・法人・団体	50 万円以上	協賛者バナー貼付、 写真及び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能 物品全て に協賛者 名掲載	○
	50 万円未満 10 万円以上	協賛者バナー貼付			
	10 万円未満	協賛者名掲載			

4 備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ、上記に準じて評価する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。

- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。
- (5) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品とする。
- (6) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で利用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇〇は、	{	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 日本のひなた宮崎大会 日本のひなた宮崎 国スポ・日本のひなた宮崎 障スポ大会	}
都城市開催	{	競技会を応援しています。 の協賛企業です。 〇〇競技会を応援しています。 〇〇競技会の協賛企業です。	}

※市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。